

## 栃木県がん・生殖医療提供体制強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 栃木県がん・生殖医療提供体制強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、将来の妊娠・出産を希望する小児・AYA世代のがん患者等が、それぞれの状況に応じた適切な妊孕性温存療法が受けられるよう、県内のがん・生殖医療提供体制の整備・強化を図ることを目的とする。

(交付の相手方等)

第3条 交付の相手方、対象経費及び基準額は、次のとおりとする。

| 1 交付の相手方                                                                        | 2 対象経費                                 | 3 基準額    |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 県が指定した妊孕性温存療法実施医療機関で、かつ公益社団法人日本産科婦人科学会の妊孕性温存療法実施医療機関（卵巣組織凍結）の施設認定を受けている医療機関の開設者 | 妊孕性温存療法のうち主として卵巣組織凍結の実施に供する設備の購入に要する経費 | 36,000千円 |

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の額は、次により算出した額とし、県の予算の範囲内において交付するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第2欄に定める対象経費の実支出額と同条第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 提出すべき申請書の名称                   | 様式     | 申請書に添付すべき書類の名称                             | 添付書類の様式        | 提出期限      |
|-------------------------------|--------|--------------------------------------------|----------------|-----------|
| 栃木県がん・生殖医療提供体制強化支援事業費補助金交付申請書 | 別記様式第1 | 1 所要額調書<br>2 事業計画書<br>3 収支予算書<br>4 その他参考資料 | 別紙様式1<br>別紙様式2 | 知事が別に定める日 |

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱に準拠すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (6) 取得財産等のうち、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具、備品及びその他財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第5による報告書に関係書類を添えて、速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づく報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 補助事業者が前項各号の条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(軽微な変更)

第7条 前条における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(変更の承認)

第8条 第6条第1項第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、別記様式第2の変更承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出すること。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 提出すべき報告書の名称                   | 様式     | 申請書に添付すべき書類の名称                             | 添付書類の様式        | 提出期限                                      |
|-------------------------------|--------|--------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------|
| 栃木県がん・生殖医療提供体制強化支援事業費補助金実績報告書 | 別記様式第3 | 1 精算額調書<br>2 実績報告書<br>3 収支決算書<br>4 その他参考資料 | 別紙様式3<br>別紙様式4 | 補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日 |

(補助金の交付の請求)

第10条 規則第16条の規定により通知をうけた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第4の補助金交付請求書に関係書類を添えて、知事に提出すること。

(その他)

第11条 補助事業者は、この要綱に疑義が生じたとき、この要綱によりがたい事由が生じたとき、又は、この要綱に記載のない細部については、知事に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

附則

この要綱は、令和8(2026)年度分の補助金について適用する。